

豊能町イメージキャラクターイラスト素材使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町イメージキャラクター「とよのん」イラスト素材（以下「イラスト素材」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(イラスト素材)

第2条 この規程を適用するイラスト素材は、別表のイラスト及び町が別表のイラストを用いて作成し、配布する素材とする。

(使用申請)

第3条 イラスト素材を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書(様式1)に、必要な書類を添付して町へ提出又は申請フォームにて必要事項の入力を行い、その許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 町の関係機関が使用するとき。
- (2) 町に事務局を置く団体が使用するとき。
- (3) 町の学校等が使用するとき。
- (4) 町が共催、または後援する事業において使用するとき。
- (5) 豊能町社会教育関係団体等として登録されている団体等が使用するとき。
- (6) 町内の自治会等の団体が使用するとき。
- (7) 個人が営利目的以外で使用する場合。
- (8) その他、町長が適当と認めたとき。

(使用許可)

第4条 町は前条の申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、使用許可書(様式2)により、第7条の各号の規定を条件として申請者に通知するものとする。

(禁止事項)

第5条 イラスト素材の使用に当たり、次の各号に該当する場合は、使用を禁止する。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える又は与えるおそれのあるとき。
- (4) イラスト素材を、譲渡、転貸、又は素材として二次配布するとき。
- (5) イラスト素材提供に関する運営を妨げる行為のあるとき。
- (6) その他、町がイラスト素材の使用について不相当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第7条 イラスト素材を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町のイメージキャラクターであることを明記すること。ただし「©2013 豊能町とよのん」の標記をもって代えることができる。
- (2) イラスト素材を自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (3) 物品等の作成又は印刷にあたっては、事前に設計図や印刷データを町へ提出し、許可を得ること。
- (4) 使用後は画像データを削除し、保有しないこと。委託業者にも、徹底させること。
- (5) サイズ変更以外のイラスト素材の加工や一部のみの使用、又は他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、事前に町と調整の上、許可を得た場合を除く。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難な場合は、その写真等の提出をもって代えることができる。
- (7) 使用するイラスト素材により、商品の品質を保証するようなイメージを与えないよう配慮すること。

(使用料)

第8条 使用料は無料とする。

(著作権)

第9条 イラスト素材の著作権は町に帰属する。

(免責事項)

第10条 使用者は自己の責任においてイラスト素材を使用するものとし、イラスト素材を使用してのいかなる障害・損害・信用性について、町は一切責任を負わない。

(違反者への対応)

第 1 1 条 この規程に反した利用者の行為により、町が何らかの損害を被った場合、町は使用者に対して相当の損害賠償の請求を行うことができる。

(その他)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、イラスト素材の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 8 日から施行する。

(別表) イラスト素材一覧

			
(1) とよのん正面	(2) とよのん左向き	(3) とよのん右向き	(4) とよのん後ろ
			
(5) よろこび①	(6) よろこび②	(7) ゆびさし①	(8) ゆびさし②
			
(9) 看板	(10) やったね	(11) 工事中	(12) がんばるぞ①
			
(13) がんばるぞ②	(14) ばいばい	(15) おいしそう	(16) ダメ
			
(17) 走る	(18) おやすみ	(19) こっちへおいで	(20) ありがとう
			
(21) 高山右近	(22) とよのんロゴ		

(様式1)

豊能町イメージキャラクター「とよのん」
イラスト素材使用許可申請書

令和 年 月 日

豊能町総合政策課長

申請者 _____
住所 _____
団体名 _____
代表者 _____

標記につきまして、町の定める使用規定を遵守し、下記のとおりイラスト素材の使用許可を申請します。

記

使用目的	
使用方法	※物品名・規格等を記入
使用素材	画像番号：
担当者名・電話番号	

(様式2)

豊能町イメージキャラクター「とよのん」
イラスト素材使用許可書

令和 年 月 日

様

豊能町総合政策課長

令和 年 月 日付けで申請のありましたイラスト素材の使用につきまして、
下記のとおり許可します。

記

使用目的	
使用方法	
使用素材	画像番号：
使用条件等	